

2022年03月15日号

令和4年4月1日から施行!

改正育児・介護休業法対応はお済みですか？

1分でわかる!

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.4

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の森野でございます。

本日は、令和4年4月1日から施行される「改正育児・介護休業法」についてご紹介します。

令和3年6月に「育児・介護休業法」が改正され、令和4年4月1日から3段階で施行されます。

第1段階の施行までは1ヶ月を切っていますので、今後の予定も踏まえ、今一度内容をご確認ください。

【令和4年4月1日施行（対象：全企業）】

●義務化

- ・育休を取得しやすい雇用環境の整備（研修の実施、相談体制の整備、方針の周知等）
- ・（本人または配偶者の）妊娠・出産を申し出た労働者に対する個別の周知・意向確認

●有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

（育休の場合）

- | |
|-------------------------------|
| (1)引き続き雇用された期間が1年以上 ← 撤廃されます |
| (2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない |

<ポイント>

- ① 無期雇用労働者と同様の取り扱いになります（引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定により除外可）。
※勤続1年未満の無期雇用労働者が育休等を取得できる（労使協定で除外していない）企業において、有期雇用労働者のみを除外するのは「不合理な待遇差」に該当する可能性が高くなるため注意して下さい。
- ② 育児休業給付についても同様に緩和されます。
- ③ 令和4年4月1日までに就業規則等の変更、（常時10人以上の労働者を使用している場合）監督署への届出が必要です。

参考リンク [「改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？」](#)

今後の予定（随時メルマガ配信予定）

【令和4年10月1日施行（対象：全企業）】

●産後パパ育休（出生時育児休業）の創設 ●育児休業の分割取得

⇒就業規則等の変更が必要です。

【令和5年4月1日施行（対象：従業員1000人超の企業）】

●育休取得状況の公表の義務化

ご不明点や、就業規則等の変更に関しては、お気軽に当事務所へご相談ください。
よろしくお願いします。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net
